

入寮案内

入寮手続きにつきましては『合格されたみなさまへ』の8，9ページを参照してください。

< 申込上の注意 >

※「2019年度入学生の入寮について」を必ず読んでください。

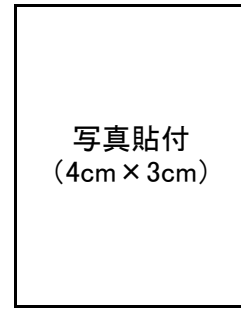
※入寮希望については、親権者とよく話し合い、「2019年度入学生の入寮について」記載の内容を了承の上、決めてください。

※寮室は、個室ではなく2人部屋です。

※一旦入寮されましたら、年度途中の退寮はできません。

※入寮後、はしか等の抗体についてお尋ねします。予め抗体の有無を確認しておいてください。

学長	学生支援部長	学生支援課長	学生支援係長	寮務主事	係



入寮願書

年 月 日

同志社女子大学長殿

私は、貴学学寮に入寮したく思いますので、下記入寮宣誓書、保証書及び乗車経路等を添えてお願いいたします。

入寮宣誓書

学部 学科 専攻 学年 受験番号
 (年 月 立 高等学校卒業)

フリガナ _____ …必ず記入してください

氏名 _____ 印 生年月日(西暦) _____ 年 _____ 月 _____ 日
 (本人自署)

入寮を許可されました場合は、キリスト教主義に基づく教育方針にしたがい学寮諸規則を堅く守り、団体の一員としての自覚を持って生活することを誓います。

保証書

年 月 日

同志社女子大学長殿

フリガナ _____ …必ず記入してください

親権者氏名 _____ 印 本人との続柄 _____
(親権者自署)

フリガナ _____ …必ず記入してください

〒 _____
現住所 _____

TEL _____

下記の者が、入寮を許可されました場合は、規則を堅く守らせるとともに本人の一身上に関する一切を引き受けることを保証いたします。

記

学部 _____ 学科 _____ 専攻 _____ 学年 _____ 受験番号 _____
(_____ 年 _____ 月 _____ 立 _____ 高等学校卒業)

フリガナ _____ …必ず記入してください

本人氏名 _____ 印 生年月日(西暦) _____ 年 _____ 月 _____ 日
(本人自署)

乗車経路

京都駅までの経路 【 】…駅名・停留所 ()…交通手段・ 交通機関名	自宅→()→【 】→()→【 】
	→()→【 】→()→【 】
	→()→【 】→()→【 JR京都駅 】
	記入例 自宅→(徒歩)→【停留所名】→(〇〇バス)→【駅名】→(JR)→【JR京都駅】
	自宅からJR京都駅までの所要時間 約()時間
	自宅から最寄交通機関までの距離 約()km

※ 自宅→JR京都駅までの経路及び所要時間等を記入願います。

その他の特記事項	(健康状態等、何か特記すべきことがあれば記入してください)
----------	-------------------------------

※ご記入いただいた情報は、入寮選考業務のために利用され、その他の目的には利用されません。

同志社女子大学学寮生活規定

総 則

- 第1条 本規定は同志社女子大学学寮規則に基きこれを定める。
- 第2条 寮生は自治的共同生活の健全な進歩をはかるためこの規定を守り、規律正しい寮生活を営むように努める。

役 員

- 第3条 各学寮に次の役員を置く。ただし寮によっては、寮長会議、寮務会の議を経て、下記以外の役員をおくことができる。
- | | | |
|-------|-----|------------|
| 寮 長 | 1 名 | 各寮生の互選による。 |
| 副 寮 長 | 〃 | 〃 |
| 会 計 | 〃 | 〃 |
| 書 記 | 2 名 | 〃 |
| 宗教委員長 | 1 名 | 〃 |
| 衛生委員長 | 〃 | 〃 |
| 食堂委員長 | 〃 | 〃 |
| 音楽委員長 | 〃 | 〃 |
- 第4条 役員任期は一ヵ年とし、改選期は毎年4月とする。ただし重任を妨げない。

機 関

- 第5条 学寮に次の機関を置く。
- 寮長会議
 - 各委員会
 - 寮集会
 - 寮生大会
- 第6条 寮長会議は、各寮寮長、副寮長をもって構成され、寮生の日常生活に関する諸事項を協議し、また寮務会との連絡、協議にあたる。
- 第7条 寮長会議は毎月一回定例会議を開く。
ただし必要に応じて議長（当番寮寮長）は臨時会議を招集することができる。
- 第8条 各委員会は全寮の各委員をもって構成され、おのおの宗教的、文化的諸集会の計画実施、寮生の健康管理、会計事務などを行い、寮生活の向上をはかる。
- 第9条 各委員会は原則として毎月一回定例会議を開く。
各委員会に顧問を置く。
- 第10条 寮集会は各寮ごとに関き、寮生相互の親睦をはかるとともに、寮生活に関する諸事項を協議する。
- 第11条 寮集会は毎月一回定例に開かれる。
ただし寮長は必要に応じて臨時集会を招集することができる。
- 第12条 寮生大会は全寮生1/3以上あるいは寮長会議の要請により当番寮の寮長がこれを招集し、全寮生の2/3以上の出席者により成立する。
- 第13条 寮生大会の議事は出席者の過半数によりこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

生 活

第14条 実践事項を次のように定める。

なお、3.（門限）6. 8. 項に違反した者は、原則として退寮を命ずる。

1. 礼 拝

日曜日には寮生は同志社教会の礼拝に出席するようこころがける。

2. 集会への参加

定例寮集会には必ず出席し、その他宗教的、文化的諸集会にも進んで参加する。

3. 日 課

起床 6：30 入浴 17：00～22：30 門限 22：00

朝食 7：00～8：30（日祝は9：00迄）

夕食 18：00～21：30 黙学 22：00～23：00

黙学時間および消灯後は他人の迷惑にならぬよう静かにする。

延灯を希望するものは所定の部屋を用い、他人の睡眠の妨げとならぬようにする。

4. 面 会

面会は午後6時までとする。

面会は各寮所定の部屋において行う。

5. 外 出

外出する時は外出先および時刻を外出簿に明記し、門限までに帰寮する。

6. 外 泊

1) 臨時帰省

2日前までにその理由・期間を所定の用紙に明記し、寮務主事に提出する。

帰寮時に親権者の証明書を寮務主事に提出する。

2) 旅行、合宿およびその他の外泊

2日前までにその目的・行先・期間を所定の用紙に明記し、親権者より寮務主事に提出する。ただし、その他の外泊の場合は外泊先の証明書を帰寮時に寮務主事に提出する。

7. 保 健

健康管理の諸指示には必ず従う。

8. 禁酒・禁煙

附 則

第15条 本規定は寮生の2／3以上の要請により、寮長会議と寮務会の合議により改正および補足することができる。